

南三陸町就労奨励金申請のお知らせ

町では、町内中小企業の労働力確保のため、町内の中小企業などへ就業した新規学卒者およびU・Iターン者が一定期間継続して雇用された場合に就労奨励金を支給します。

◆対象者

・新規学卒者

町内の中学校または、南三陸高等学校を卒業した人で、学校の教育課程または、訓練課程終了後3カ月以内に事業者へ雇用され、その雇用された日から引き続き町内に住所を有する人

・Uターン者

一度町内に住所を有した人で、転出から1年を経過した後に転入し、転入後3カ月以内に事業者へ雇用されかつ、事業者へ雇用された日において50歳以下の人。

・Iターン者

過去において町内に一度も住所を有していなかった人で、新たに南三陸町に転入し、転入後3カ月以内に事業者へ雇用されかつ、事業者へ雇用された日において50歳以下の人。

※転出もしくは転入が同一の事業所施設等における転勤に起因する場合または、事業主もしくは取締役と2親等以内の親族関係にある人を除きます。

※いずれも住所が南三陸町にあることが条件です。
※地域おこし協力隊は、町から事業者に対して雇用経費を補助していることから、対象となりません。

◆雇用条件

常用労働者（雇用期間の定めのない労働者または1年以上の雇用が見込まれる人で、1週間の所定労働時間を30時間以上として雇用された人）として6カ月以上雇用されている人

◆支給額

奨励金の種類	支給額
就労奨励金 (6カ月以上雇用された人)	20万円
継続奨励金 (雇用開始から18カ月以上雇用された人)	10万円

※下記申請期限を過ぎた場合の支給はできません。
申請期限内に申請をお願いします。

◆申請期限

雇用された日から起算して6カ月または18カ月を経過する日の属する月の翌月20日まで

例：4月1日に雇用された人

→申請期間は10月1日から10月20日まで

◆申請に必要な書類

- ①申請書
- ②雇用保険被保険者資格取得など確認通知書の写し
- ③新規学卒者は住民票、U・Iターン者は戸籍の附票の写し
- ④雇用契約書または雇用通知書の写し
- ⑤出勤簿の写しまたはこれに代わるもの
- ⑥新規学卒者の人は直近に終了した学校の卒業証書および中学校の卒業証書の写しまたは、これに代わるもの
- ⑦完納証明書
- ⑧振込用口座通帳のコピー

※①の申請書は、商工観光課に備え付けのほか、ホームページからダウンロードできます。

☎ 商工観光課 商工業立地推進係 ☎46-1385

令和7年度 町民文化祭「展示部門」作品募集

11月15日(土)～11月24日(月)、志津川公民館を会場に開催する「令和7年度南三陸町町民文化祭」の展示作品を募集します。

絵画・写真・盆栽・生け花・書道・川柳・俳句・手芸・押し花など、自慢の作品を出展してみませんか。

出展の申し込み期間は、9月29日(月)～10月10日(金)
志津川公民館に備え付けの申し込み用紙で提出してください。また、詳細確認のため、電話での受付は致しません。



☎ 志津川公民館（生涯学習センター内） ☎46-1341

行政相談 月間

行政に関する困りごとはありませんか？

9月1日(月)から10月31日(金)までの2か月間は「行政相談月間」です。

行政相談は、行政の仕事やサービス、各種制度の手続などに関し、困っていることや要望したいことについて、行政相談委員が相談に応じ、その解決のお手伝いをするものです。

相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

9月は第2、第4木曜日に加え、次の日程・場所でも行政相談を行います。

◎ 相談日時および場所 ◎
9月17日(水) 午前10時～正午
歌津総合支所 検診室

南三陸町担当行政相談委員



高橋才二郎さん
(☎番所)



佐藤 和文さん
(☎沼田)

☎ 総務課 総務法令係 ☎46-1370

「ツール・ド・東北2025」開催！

12回目となるサイクルイベント「ツール・ド・東北」の開催が決定し、南三陸町では、神割崎キャンプ場、うみべの広場、宮城県漁協歌津支所にエイドステーションが設置されます。

沿道での南三陸町らしい元気いっぱいの応援をよろしくお願いします。

なお、開催に伴い周辺の道路で一部交通規制が行われます。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力の程よろしくお願いします。



開催日

9月14日(日)

通過時間

神割崎キャンプ場 午前7時50分～午後2時20分(予定)
うみべの広場 午前11時25分～午後2時50分(予定)
宮城県漁協歌津支所 午前8時50分～午前11時30分(予定)

☎ 商工観光課 観光振興係 ☎46-1385